

平成 28 年度沖縄県委託事業
離島特産品等マーケティング支援事業

離島特産品等マーケティング支援事業 募集要領 (新規提案募集)

対 象	離島市町村（本部町、うるま市および南城市の離島を含む）で特産品等を生産・販売している事業者等が連携した「地域連携企業体」
募 集 期 間	平成 28 年 5 月 23 日(月) ～6 月 30 日(木)
相 談 期 間	平成 28 年 5 月 23 日(月) ～6 月 27 日(月)
書類提出期間	平成 28 年 6 月 28 日(火) ～6 月 30 日(木) 17:00 必着

株式会社沖縄 TLO

目次

1. 事業の概要	1
1-1. 事業の目的	1
1-2. 地域連携企業体への支援の全体的枠組みと具体的な支援の内容	2
1-3. 支援活動全体の流れ	6
2. 支援対象について	7
2-1. 応募資格	7
2-2. 対象となる「離島特産品等」とは	7
3. 応募方法について	8
3-1. 提案書等の様式（様式1、様式2、様式3）	8
3-2. 提案に係る提出書類	8
3-3. 公募期間および相談期間	9
3-4. 書類提出について	9
3-5. 応募書類の提出先および問い合わせ先	9
4. 選定のあり方について	10
4-1. 選定委員会による選定	10
4-2. 採択する地域連携企業体数	10
4-3. 選定方法	10
4-4. 選定基準	11
4-5. 選考結果の通知	11
4-6. 選定までの主なスケジュール	12
5. 各種申請、補助金の適正執行等にかかるハンズオン支援	13
6. 支援対象の地域連携企業体のマーケティング活動に係る助成経費について	14
6-1. 活動経費に係る基本方針	14
6-2. 離島特産品等マーケティング支援事業支援対象補助経費	14
6-3. 経費支出について	16
7. 書類保管義務およびフォローアップ調査回答義務について	17
参考資料：各納税証明書の取得について	18
1. 証明書を発行する場所について	18
2. 証明書の請求方法について	20

1. 事業の概要

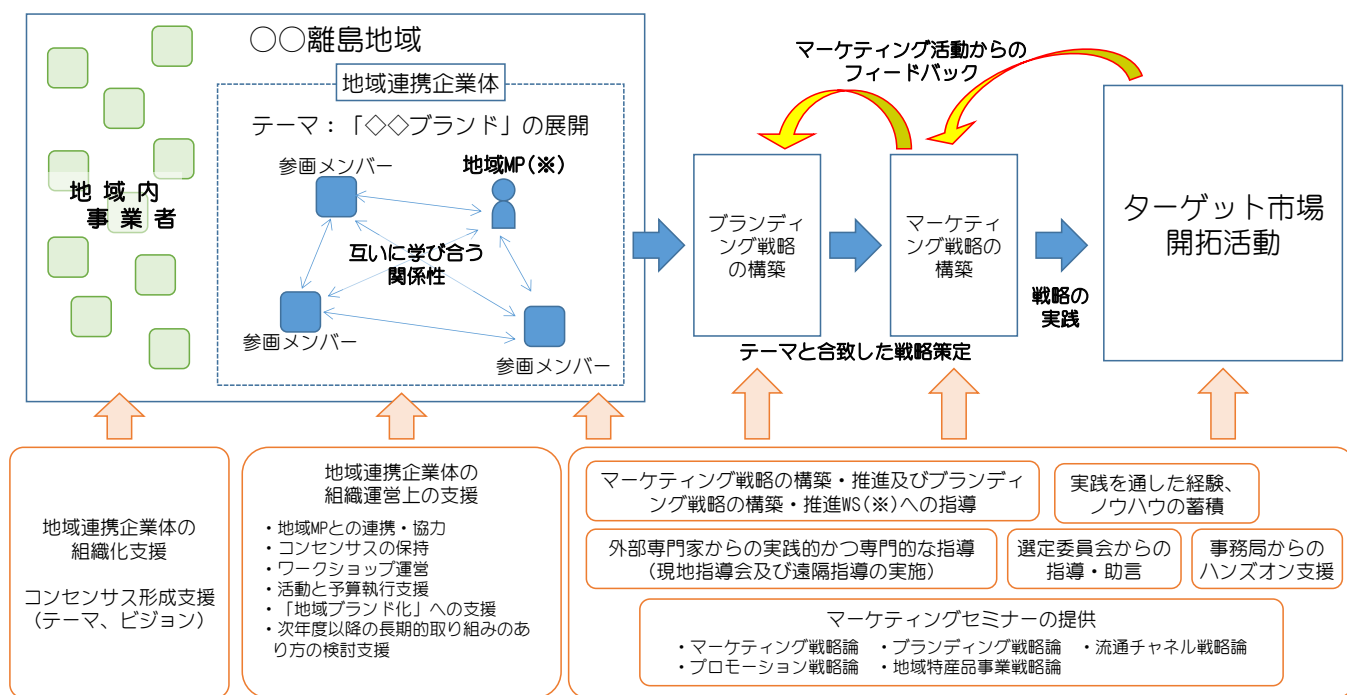
1-1. 事業の目的

本事業は、離島事業者が開発した特産品等を連携させた「沖縄離島ブランド」の販売戦略を構築し、これを実施できる人材の育成を支援すること等により、当該特産品等の販路拡大を促進させ、産業振興に資することを目的としています。

そこで、離島の事業者等が統一したテーマとビジョンのもとに連携し、合意した上で、マーケティング戦略の作成及びその戦略に基づいたマーケティング活動を支援するとともに、マーケティング活動を継続して展開していきける知識、ノウハウの修得を支援します。

また、本事業での活動（地域連携企業体としての活動及びその活動と連動した個々の取り組み）を通して、当該地域にある価値を顕在化（ブランド化）させ、その価値創造に合致する統一的なマーケティング戦略及びブランディング戦略の構築を支援し、これらの戦略に基づいた実践的活動を通して、実践に則した専門的な知識・ノウハウの修得を支援します。

図表 1. 地域連携企業体としての活動と本事業の支援のイメージ



※地域MP：地域マーケティングプロデューサー
 ※推進WS：推進ワークショップ

また、上記の地域連携企業体への支援を通して、参画する事業者及びスタッフ個々の力量も大きく成長させることも本事業のねらいの一つです。個々の人材育成については、「実践を通して、人は成長する」という考えを前提として、実践的な知識・理論を学んだ上で、その知識・理論を実践の場で活用しつつ、工夫・応用することを通して実務的な能力として修得していき、最終的には「自走」していきけるレベルに達するように支援します。

1-2. 地域連携企業体への支援の全体的枠組みと具体的な支援の内容

1-2-1. 支援の概要

本事業では、図表2に示す通り、離島市町村（本部町、うるま市および南城市の離島を含む）の事業者等が連携した「地域連携企業体」を対象に、これまでに開発された離島特産品等を連携させた「離島ブランド」の販売戦略の構築・推進を支援し、それにかかる費用の一部を助成します。

図表2. 本事業における支援の概要

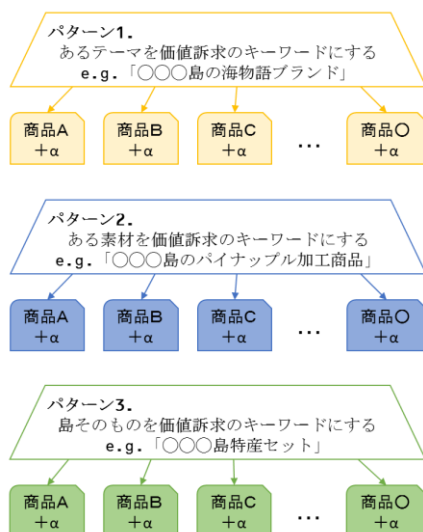
支援内容	①対象となる「離島ブランド」の販売戦略の構築、推進のためのハンズオン支援 ②対象となる「離島ブランド」の販売戦略の構築、推進にかかる費用の助成 ※1件につき、補助対象経費の10分の9以内（上限450万円（税込））を沖縄県が直接助成します。
支援対象	自治体、商工会、観光協会または地域活性化団体等の地域の核となる団体を代表とし、離島市町村（本部町、うるま市および南城市の離島を含む）で、離島特産品等（特産品、民芸品・伝統工芸品、観光商品）を生産・販売している離島事業者3者以上が連携した地域連携企業体 ※離島事業者とは、離島に本社、事業所（以下「本社等」という。）を有する法人企業、個人企業、協同組合等事業者の団体、特定非営利活動法人その他法人格を有しない地域活動グループ等をいう。
支援件数	地域連携企業体を4団体程度
支援期間	契約日～平成29年2月28日（火）

※なお、本事業による支援は2年までとし、平成29年度の支援を希望する地域連携企業体については、平成29年度2月に実施する継続審査会において、継続支援の可否を決定します。2年目は補助率が10分の8以内となります。

1-2-2. 「離島ブランド」としての連携イメージ

本事業では、離島事業者の離島特産品等を連携させた「離島ブランド」としての販路開拓などのマーケティング活動を支援いたします。図表3に「離島ブランド」としての連携イメージの一例をあげています。

図表3. 地域連携によるブランディング（離島ブランド）の連携イメージ



※「+α」は、地域連携によるブランディングによって高まる商品の価値

パターン1. 「〇〇〇島の海物語ブランド」

当該地域にある魅力的なテーマに関連した商品、サービスを一つのブランドとして提案していくパターンである。特産品や民芸品等のメーカーに加え、観光サービスなどの当該地域のメーカー以外の事業者も連携することで、地域における広がりも期待できる。参画するメンバーが多様化するケースが多く、ブランド化を推進する組織内のコンセンサスの保持が重要になる。

パターン2. 「〇〇〇島のパイナップル加工商品」

当該地域の特産農水産物など、ある特定の素材を訴求価値の源泉とし、その素材を活用した商品、サービスを一体として提案するパターンである。同じコンセプトのラインナップ商品が揃うため、価値創造の相乗効果も期待できる。原料供給者等、地域内からの理解及び連携・協力体制が不可欠であり、地域団体商標の取得を目指して「地域ブランド化」に取り組む地域連携のパターンである。

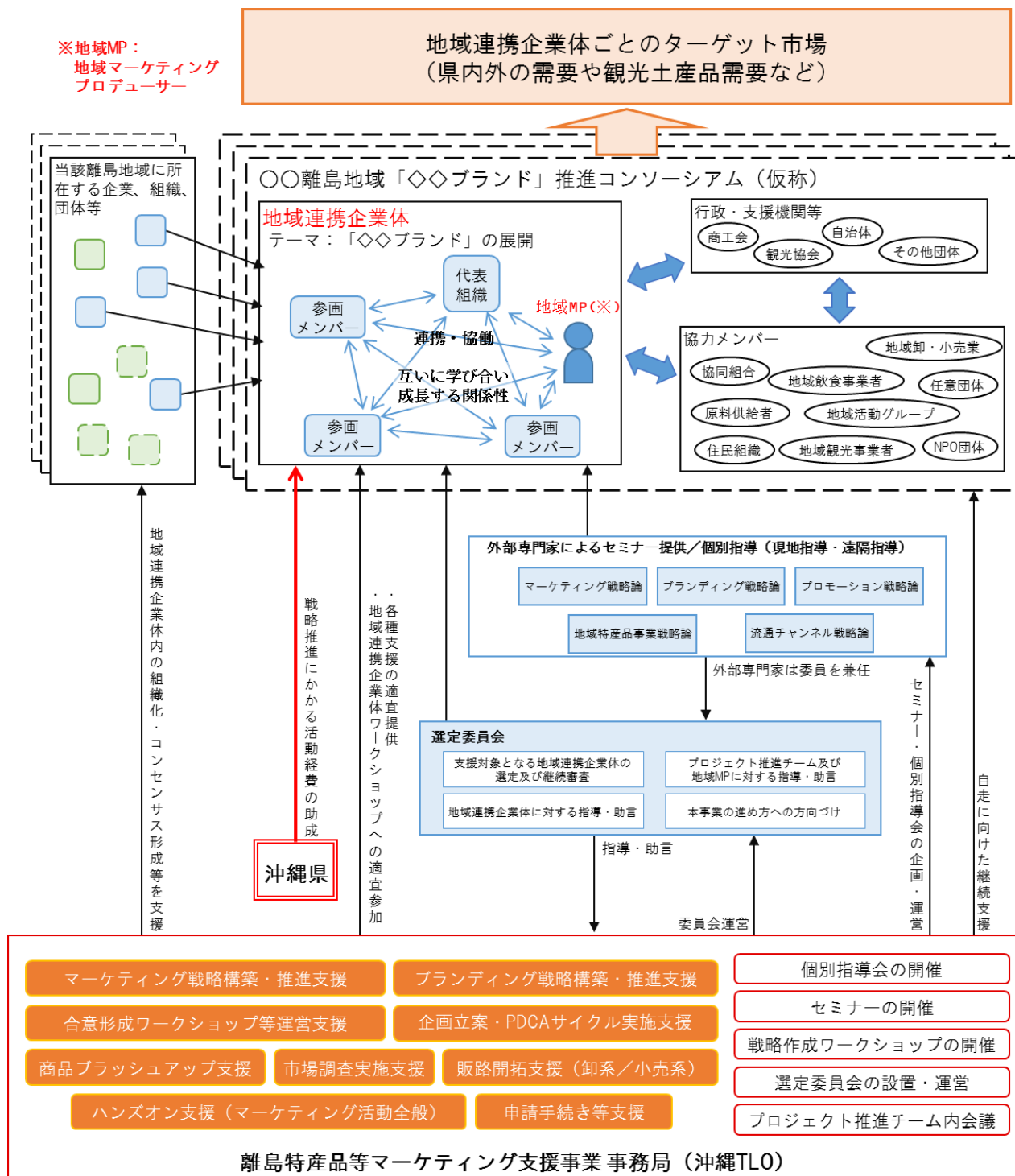
パターン3. 「〇〇〇島特産品セット」

個別で販売されている特産品をセット商品として販売することで、「土産品需要」の他に、島民の「手土産需要」を新たに創出できる可能性を持っている。単なる「寄せ集め」だけでは、新たな価値創造にはつながらないため、一つの商品としての統一性を持たせる工夫が必要となる。

1-2-3. 採択された地域連携企業体への支援の全体的枠組み

本事業は、地域連携企業体の「離島ブランド」の販売戦略の構築・推進活動を通して、支援対象の商品やサービスの販路拡大に向けた実践的な知識やノウハウを修得してもらうことと、販売そのものを支援することをねらいの柱とするものです。採択された地域連携企業体への支援の全体的な枠組みは図表4に記す通りです。

図表4. 地域連携企業体への支援の全体像



1-2-4. 具体的な支援の内容

本事業で想定している地域連携企業体への支援活動の内容は下記の通りです。全ての地域連携企業体に共通して提供を予定している支援と、地域連携企業体ごとの活動計画に基づいた支援があります。

(1) 全地域連携企業体に共通する支援項目と内容

1) 担当コーディネーターによるマーケティング戦略構築・推進および販路開拓へのハンズオン支援

地域連携企業体ごとに担当コーディネーター（以下「担当CD」）を配置し、支援ニーズにあわせて、それぞれのマーケティング戦略の構築・推進および販路開拓を支援します。

2) 「マーケティングセミナー」による専門実践知の修得支援

5つの専門分野（マーケティング戦略論/ブランディング戦略論/プロモーション戦略論/流通チャネル戦略論/地域特産品事業戦略論）の専門家によるマーケティングセミナーを開催します。

地域連携企業体の構成員全員で参加をすることで、今後の活動における合意形成のための基本的な知識の修得を目指します。

3) 「外部専門家」による現地指導・助言

地域連携企業体が必要とする分野の専門家を現地へ派遣し、各企業体のニーズに沿った個別指導および助言等を行います（各企業体1～2回程度を予定）。

4) ブランディング戦略作成ワークショップの実施

「離島ブランド」の販売戦略構築・推進に向けて、ブランド戦略の外部専門家を現地に派遣し、ブランドのコンセプトづくりを中心としたワークショップを開催します（各企業体3回程度を予定）。

5) 各種申請、補助金の執行等にかかるハンズオン支援

マーケティング戦略の構築・推進および販路開拓活動を実施するうえで、必要な各種申請書類等の作成に対する助言、および、本事業の補助金の対象となる活動予算の適正な執行管理を支援します。

また、活動開始前に事務局が主催する採択事業者説明会にて、各種手続きの方法等についての説明を行いますので構成員の皆様は必ず参加をしてください。

6) 関係各機関との関係構築などへの支援

地域連携企業体が継続的に活動を展開していけるように、各種支援機関や取引先等との関係構築を支援します。また、組織として自走できる体制の構築を支援します。

(2) 地域連携企業体ごとに個別選択する支援項目と内容等

※活動に必要な経費は補助金対象経費となります。

1) 販路開拓活動などを通じた実践力修得支援（外部専門家および担当CDによる支援）

販路開拓活動において、活動ごとに、出展計画の作成→準備→実施→評価のPDCAプロセスを支援し、実践力を修得していただきます。

a. ブランドロゴやキャッチコピー等の開発、各種販促ツール作成支援

地域連携企業体が構築する「離島ブランド」のロゴ等の開発、「離島ブランド」の普及活動や各事業者の販売促進活動に使用する各種ツール類（タペストリー、のぼり、ブランドブック、リーフレット等）の作成において、専門家や適正な外注先などのコーディネートを行います。

b. 商品パッケージ、表示等の改良への取組み支援

市場調査の実施結果や「外部専門家」からの指導等を踏まえて、パッケージや表示等の改良を行うことを決定した地域連携企業体に対し、専門家や適正な外注先などのコーディネートを行います。

c. 物産展・イベント等への出展支援

「沖縄の産業まつり」、「離島フェア」、スーパーマーケットトレードショーなど、各地域連携企業体および構成員（支援対象事業者）が出展する物産展・イベント等での活動を支援します。同一の展示会やイベント等に複数の地域連携企業体に参加する場合は、集約効果を期待して、本事業としての統一的な展開を検討することがあります。

d. アンテナショップ（わしたショップ）等でのテスト販売支援

アンテナショップ（わしたショップ以外も含む）等でのテスト販売等に対して、担当 CD によるハンズオン支援を行います。

※ 平成 27 年度は、全地域連携企業体がわしたショップでのテストマーケティングを計画していたことから、事務局の企画イベントとして、わした札幌店において、地域連携企業体に参加する「mini 離島フェア in 札幌 わした」を開催しました。

f. 各種プロモーション活動の実施への支援

地域連携企業体を実施する広報等のプロモーション活動に対して、メディアへの情報発信やプレスリリース作成等の支援を行います。

g. 販路開拓支援

地域連携企業体や各事業者の取引開拓への実践的な手法の助言や、営業活動への同行支援等を行います。

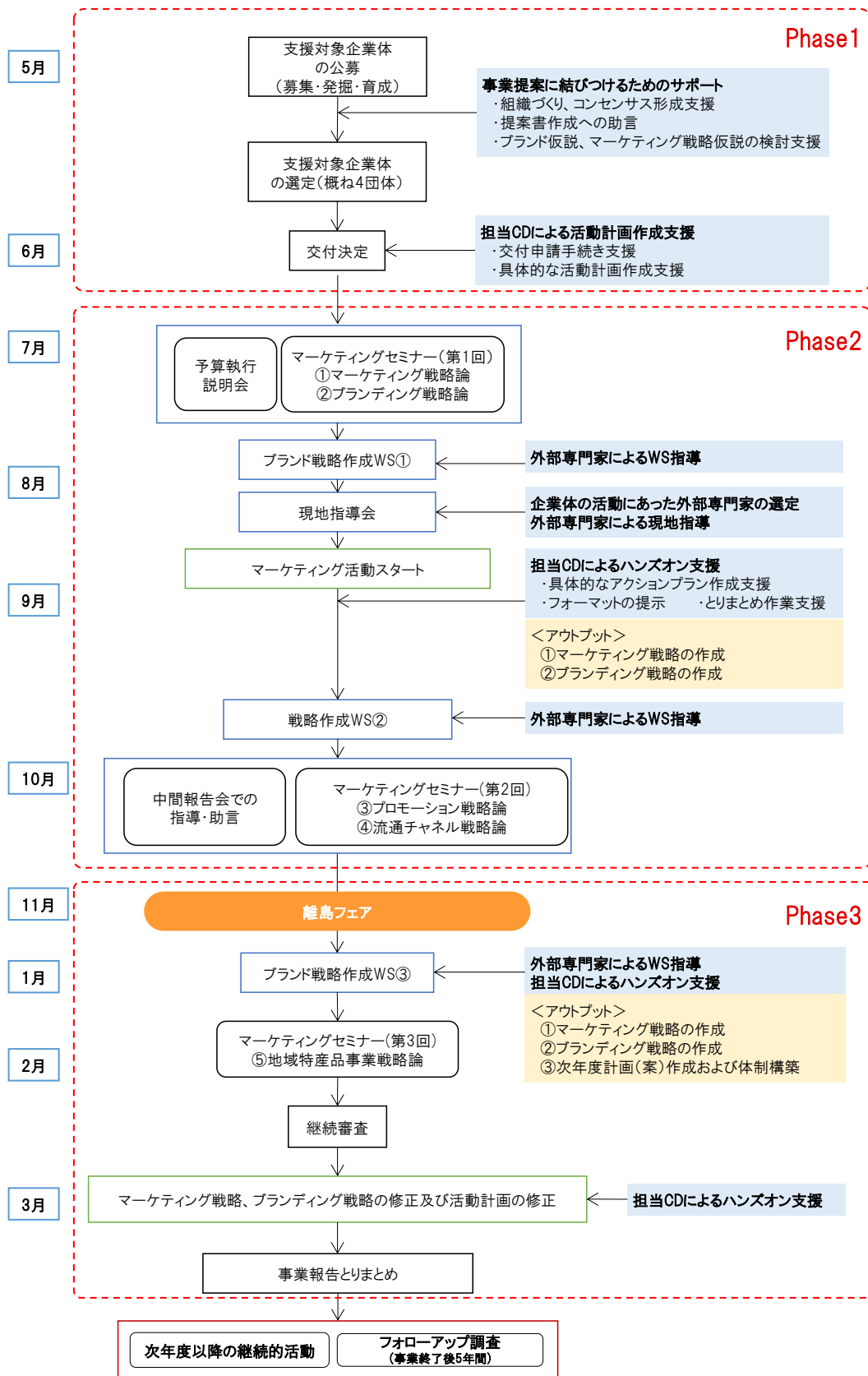
2) 5 分野以外の専門家による個別指導・助言（臨時外部専門家）

地域連携企業体や各事業者の個別の支援ニーズ等に対しては、事務局が適任の臨時外部専門家を紹介する等、臨機応変に対応します。

1-3. 支援活動全体の流れ

地域連携企業体のマーケティング活動の実施と、それに係る当社からの支援活動の流れは、以下のとおりです。

図表 5. 支援活動の流れ



2. 支援対象について

2-1. 応募資格

本事業への応募資格は、以下の条件を全て満たしていることを要します。

- ① 本事業を的確に遂行する能力を有し、かつ、本事業の遂行に必要な組織人員を有していること。
- ② 本事業に係る経理その他の事務について、適正な管理体制及び処理能力を有していること。
- ③ 地域連携企業体に属するすべての者が、県税を滞納するなど法令に抵触していないこと。
- ④ 地域連携企業体に属するすべての者が、離島特産品等マーケティング支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により交付決定を取消され、その取消の日から1年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 本事業による支援を地域連携企業体として累計2年受けていないこと。ただし、過去により交付決定を取消された場合は、本事業による支援を1年受けたものとみなす。

2-2. 対象となる「離島特産品等」とは

本事業の支援対象となる「離島特産品等」とは、下記の①～③であり、支援する「離島特産品等」は、地域連携企業体の構成員1事業所につき、「1商品」（または「1つの商品ラインアップ」）とします。

（※商品ラインアップとして提案する場合は、概ね2～3種類で構成してください。）

①特産品・・・次に掲げる条件のうちいずれか一つを満たす物

- (ア) 離島に所在する製造拠点において、製品としての主たる加工等が施されている物。ただし、製造拠点が離島にあるだけで、本社等の所在地、販売元の所在地及び主原料の産地が全て離島外の場合は、この限りではない。
- (イ) 製造拠点が離島外に所在する場合であっても、本社等の所在地、販売元の所在地及び主原料の産地が全て離島内にある物。

図表 6. 対象となる特産品の該当パターン

本社所在地	製造拠点	販売元所在地	主原料の産地	判定	対象	パターン
島内	島内	島内	島内	○	(ア)	1
			島外	○	(ア)	2
		島外	島内	○	(ア)	3
			島外	○	(ア)	4
	島外	島内	島内	○	(イ)	5
			島外	×		6
		島外	島内	×		7
			島外	×		8
島外	島内	島内	島内	○	(ア)	9
			島外	○	(ア)	10
		島外	島内	○	(ア)	11
			島外	×		12
	島外	島内	島内	×		13
			島外	×		14
		島外	島内	×		15
			島外	×		16

②民芸品・伝統工芸品・・・離島において生産若しくは収穫される材料等を用いて製造されるもの、又は離島において伝統的に製造されている物

③観光商品・・・離島事業者によって離島への誘客を促進するために造成された観光メニュー

※事業終了後も継続して販売する商品・サービスを支援の対象商品として提示すること。

※本事業において提案する商品・サービスについて、同様な内容の支援を今年度の他の公的な支援を受けているものでないこと。(採択以降において、重複して補助を受けていると確認できたもの、あるいは後日それが確認できたものについては、助成対象の取り消しになることもありますので、ご注意ください。)

3. 応募方法について

応募者は、応募に係る書類一式を書類提出期間内に株式会社沖縄 TLO に提出してください。

3-1. 提案書等の様式 (様式 1、様式 2、様式 3)

※提案書等の様式は、当社で指定する様式に従って作成してください。

※提案書等の様式は、株式会社沖縄 TLO のホームページ (<http://www.okinawa-tlo.com>) からダウンロードして作成してください。

※提案書等は全て A4 サイズで作成してください。

※提案書等は必要箇所に押印のうえ、正本 1 部 (片面カラー印刷、クリップ止め)、副本 9 部 (両面カラー印刷 (本文がモノクロであれば押印部含めてモノクロ印刷可、左上一カ所クリップ止め)) を提出してください。

3-2. 提案に係る提出書類

<input type="checkbox"/>	応募申請書(様式 1)		正 1 通、副 9 通
<input type="checkbox"/>	提案書(様式 2)		正 1 通、副 9 通
<input type="checkbox"/>	会社概要表 (様式 3)	参画する事業者全社分	正 1 通、副 9 通
<input type="checkbox"/>	誓約書 (様式 4)	参画する事業者全社分	正 1 通
<input type="checkbox"/>	直近年度の決算報告	参画する事業者全社分	正 1 通、副 9 通
<input type="checkbox"/>	納税証明書(※)	参画する事業者全社分	正 1 通
<input type="checkbox"/>	提案商品を説明するパンフレット・カタログ等		各 15 部
<input type="checkbox"/>	提案商品(サンプルとして提供してください)		2 点
<input type="checkbox"/>	その他 (各社ごとに必要と認める資料等)		正 1 通、副 9 通

(※)証明が必要な税目については 18 ページの「【表：証明が必要な税目一覧】」を参照ください。

3-3. 公募期間および相談期間

■公募期間：平成 28 年 5 月 23 日（月）～6 月 30 日（木）

■相談期間：平成 28 年 5 月 23 日（月）～6 月 27 日（月）祝日を除く月曜～金曜 9 時～17 時

※ 相談期間は、提案内容や記入方法等の質問・相談が可能な期間です。

※ 相談を希望される方は、メールまたは電話にてお問い合わせください。弊社への訪問を希望される方は、事前にお問合せいただき、日時を調整してください。

3-4. 書類提出について

■書類提出期間：平成 28 年 6 月 28 日(火)～6 月 30 日(木) 17 時必着

※ 郵送で提出する場合は、「書留」にてご送付ください。

※ FAX、メールによる提出は受け付けませんのでご注意ください。

※ 書類提出の締切りは、平成 28 年 6 月 30 日(木)17 時 厳守です。郵送で提出する場合は、必着とします。

※ 書類提出は期間内の 9:00～17:00 に受け付けます。原則として提出期間以前の提出は受け付けません。

※ 締切りを過ぎての提出や差し替え等には応じません。期間内でも、一度受理した提出書類の差し替えには一切応じません。

※ 提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

3-5. 応募書類の提出先および問い合わせ先

株式会社 沖縄 TLO

平成 28 年度 離島特産品等マーケティング支援事業 事務局
(担当：渡名喜、津波古、大井)

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地

琉球大学産学官連携推進機構棟内 3F

TEL : 098-895-1701 FAX : 098-993-7677

E-mail : washita@okinawa-tlo.com

HP : <http://www.okinawa-tlo.com/>

4. 選定のあり方について

4-1. 選定委員会による選定

県内の関連領域の団体に所属する有識者や大学の専門家及び本事業の一環として当社が委嘱する「外部専門家」等で構成する「離島特産品等マーケティング支援事業選定委員会」を設置し、選定します。

4-2. 採択する地域連携企業体数

支援対象地域連携企業体を4団体程度採択します。

4-3. 選定方法

選考基準に基づき、沖縄県および事業実施事務局が一次審査を行います。

一次審査を通過した提案については、「離島特産品等マーケティング支援事業選定委員会」において書類審査において、選考基準に基づき審査し、支援対象を決定します。

選考手順	審査	日程	審査内容
予備審査	株式会社沖縄TLO	6月30日(木)	応募書類の確認 書類不備等の確認
一次審査	沖縄県地域・離島課 株式会社沖縄TLO	7月5日(火)	書類審査
本審査※	選定委員会	7月19日(火)	プレゼンテーション審査
選考結果の通知	株式会社沖縄TLO	7月20日(水)	結果通知

※ 一次審査を通過した地域連携企業体については、本審査前に事務局担当者が、提案内容等について現場確認およびヒアリング等を実施することがあります。

※ 本審査におけるプレゼンテーションは、一次審査を通過した地域連携企業体のみが対象となります。プレゼンテーションでは、提案内容の説明および補足説明をしていただきます。パソコンとプロジェクターを用意しますので、使用を希望する地域連携企業体はプレゼンテーション用のデータを事前に事務局へ電子メール等でお送りください。

※ 一企業あたり、プレゼンテーション15分、質疑応答15分とします。

※ 本審査へ参加するための交通費は自己負担となりますので予めご了承ください。

4-4. 選定基準

一次審査および選定委員会による本審査における選考基準は以下の通りです。

- ①市場訴求力を発揮しうる「沖縄離島ブランド」としての魅力があり、ブランド化が見込めること。
 - ・「市場性が高い」商品群であること
 - ・マーケティング・コンセプト及びブランディング・コンセプトの明確性
 - ・競合ブランドとの差別化力の高さ（アイデアの斬新さ、価値訴求力の高さ、話題性、品質の優良さ、デザイン性、パッケージの美しさ、価格等）
 - ・各商品の生産の安定性、拡張性、信頼性の高さ
- ②提案内容の有効性と実行性が高いこと
 - ・組織を取りまとめ、マーケティング活動等を推進できるリーダー（地域MP）の存在^(※)
 - ・地域連携企業体における基本的合意形成の有無
 - ・マーケティング・コンセプトとブランディング・コンセプトの有効性、実行性
 - ・販売実績及びブランド形成につながる仕組みづくりや活動内容としての有効性・実行性
 - ・「自走する力量」を修得しうる活動内容としての有効性・実行性
- ③所在離島地域への波及効果が高いこと
 - ・地域資源の活用度合いが高いこと
 - ・地域内の他の事業者との連携性が強いこと
 - ・地域内の他の商品ないし企業等に対するモデル性が高いこと
 - ・他の離島地域の事業者へのモデル性が高いこと

※本事業においては、地域連携企業体が一貫した活動を展開していくことが重要と考えております。そのためには、地域連携企業体が目指す最終ビジョンの共有などの一定形成されていることや、地域連携企業体の活動の中核を担う人材（地域マーケティングプロデューサー：地域MP）の存在が重要な要素と考えているため、重要な審査項目となっております。

4-5. 選考結果の通知

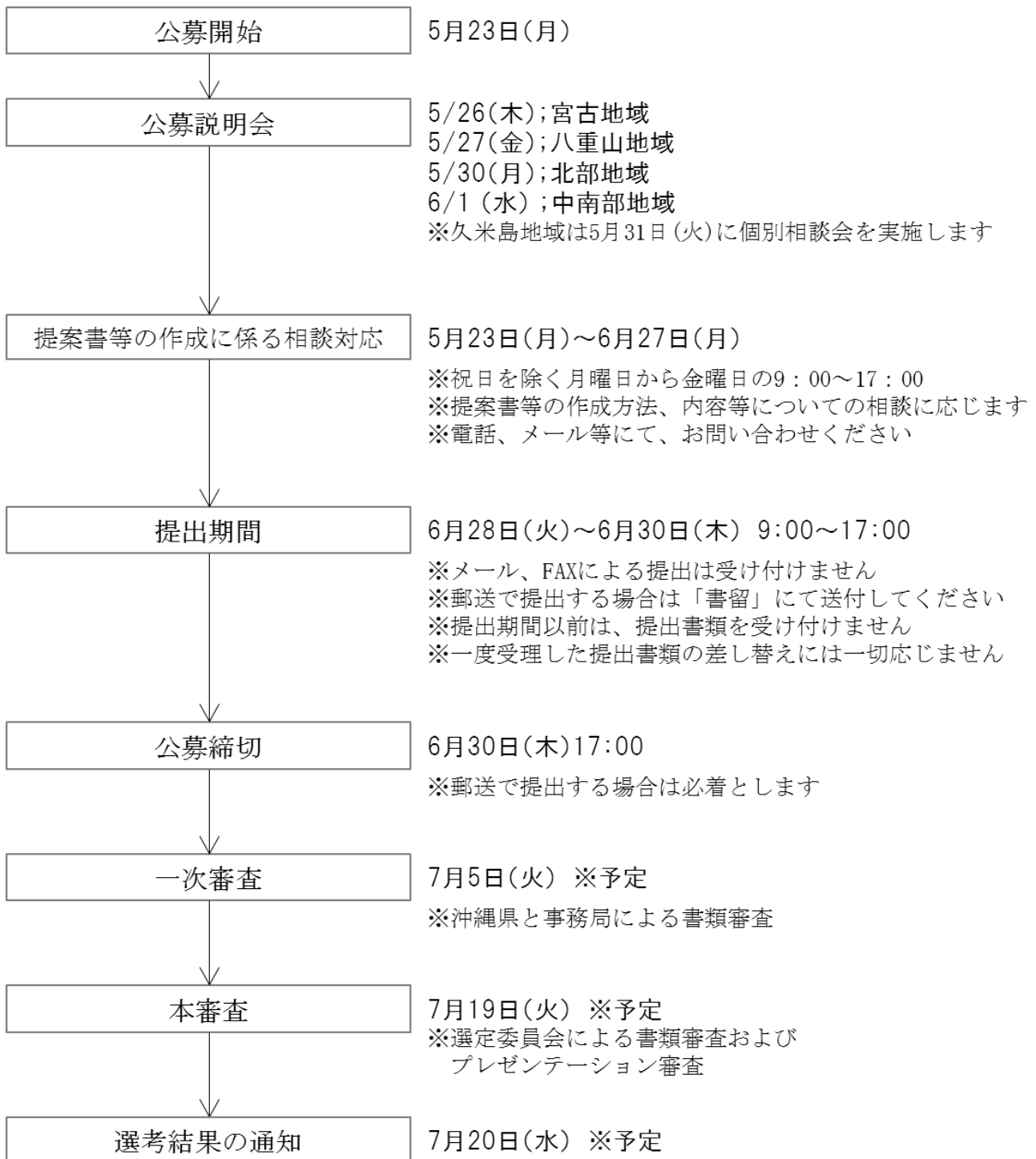
①一次審査

一次審査終了後、事務局より通過の可否を応募申請書に記載のある連絡担当者宛てにお知らせします。なお、本審査でのプレゼンテーションの場所・時間等の詳細については一次審査の結果の際にお知らせします。

②本審査（選定委員会）

本審査終了後、沖縄県より採択・不採択の通知を応募申請書に記載のある連絡担当者宛てにお知らせします。

4-6. 選定までの主なスケジュール



5. 各種申請、補助金の適正執行等にかかるハンズオン支援

地域連携企業体が活動するための費用は沖縄県が直接補助します。また、沖縄県に対し行う補助金手続や補助金の適正な管理について助言・指導を行います。具体的には、以下の内容を中心に支援します。

- ・ 本事業の補助金交付申請にかかる手続き
- ・ 各種活動計画等の書類の作成
- ・ 実績報告等に必要な証憑類の整理
- ・ 報告書の作成など実績報告にかかる手続き
- ・ 販売戦略構築にかかる活動内容全般における各種事務手続き作業
- ・ その他、経費の執行に係る事項

6. 支援対象の地域連携企業体のマーケティング活動に係る助成経費について

マーケティング活動に伴い発生する経費については、地域連携企業体の代表構成員が沖縄県に交付申請を行い、直接、助成を受ける流れになります。詳細は、以下の通りです。

6-1. 活動経費に係る基本方針

- ・活動助成費は、補助対象経費の10分の9以内で地域連携企業体1団体あたり上限450万円（税込）とします。
- ・マーケティング活動に伴って発生する経費については、地域連携企業体の代表構成員が沖縄県に交付申請を行い、直接、助成を受けます。
- ・助成対象となる経費は、「6-2. 離島特産品等マーケティング支援事業支援対象補助経費」を参照してください。

6-2. 離島特産品等マーケティング支援事業支援対象補助経費

地域連携企業体を実施する離島特産品等マーケティング活動についての補助対象経費は、沖縄県が定める「離島特産品等マーケティング支援事業補助金交付要綱」のとおりで、次の経費となります。

<旅 費>

(対象とする経費)

- 1 販路開拓・販売拡大に向けた市場調査のための航空賃、船賃、車賃及び鉄道賃（以下「交通費」）及び宿泊料
- 2 物産展・展示会等への出展のための交通費及び宿泊料
- 3 販路開拓・販売拡大促進に資する活動のための交通費及び宿泊料
- 4 県から業務委託を受けた者（以下「当社」という。）が実施する会議等出席のための交通費及び宿泊料

ただし、本事業の主旨以外の目的を兼ねて支出した旅費については、その一部又は全部を補助対象外とする。また、海外での活動についての旅費は対象外とします。

※注意事項

- ① 交通費及び宿泊料は、「沖縄県職員の旅費に関する条例」その他関連する例規等に規定する額を上限として、それらを利用したことを証する書類を添付されたものに対し、それぞれ実費相当分を補助します。（証拠書類を添付できない費用（バス賃、鉄道賃）については補助対象外となります。）また、タクシーおよびレンタカー利用も事前に相談し認められたもの以外は補助対象外となります。

(航空賃の上限)

- ・往復割引運賃を上限とします。（離島割引運賃の対象となる者は、原則としてその額が上限となります。）
- ・往復割引運賃適用外（期間又は路線）の場合、普通運賃を上限とします。

(宿泊費の上限)

甲地方	乙地方
10,900円	9,800円

※地域区分は沖縄県の支給規則に準じます。

(航空賃の証拠書類)

- ・ 搭乗半券または搭乗証明書 (その他航空会社が発行する搭乗を証する書類)

(航空賃以外の証拠書類)

- ・ 領収書

- ① 旅費補助の対象となるのは、必要最小限の人数とします。
- ② 地域連携企業体に参画する事業者以外 (例：販売代理店、デザイナー、マスコミ取材等) の旅費は補助対象外とします。 <費用弁償不可>
- ③ 本事業に併せて、自社都合による前泊または延泊については、「旅費の考え方」を参照して下さい。
- ④ 生産活動とみなされる旅費については補助対象外となります。
- ⑤ 離島以外に所在する事業者が、当該離島で行われる物産展・展示会等に出展するための旅費については補助対象外となります。

< 出 展 費 >

(対象とする経費)

- 1 物産展・展示会・テスト販売等 (以下「物産展等」) への出展のための出展料、負担金又は会場借上料
- 2 物産展等で使用する備品のレンタル費用
- 3 物産展等への出展に要する離島特産品等、備品その他必要な物に係る輸送費用
- 4 物産展等への出展時に、現地で雇用する業務補助者の人件費
- 5 物産展等で使用する簡易なディスプレイ等の装飾に係る費用

※注意事項

- ① 業務補助者は必要最小限の人数のみとし、主として市場調査 (アンケート・聞き取り) を行うこととします。

< 商品改良費 >

(対象とする経費)

- 1 包材及び容器等の変更に係る費用
- 2 商品価値を向上させるために必要な商品付属物等の作成費用

※注意事項

- ① 支援対象商品の内容を著しく変更する商品改良は補助対象外となります。
- ② 外部専門家等の指導やテストマーケティング等の結果により、包材及び容器等を変更する必要性が生じた場合は、事業期間内で行う取り組みに使用する最低限の数量分の購入等に係る費用を補助します。

<ブランディング費>

(対象とする経費)

- 1 地域連携を証するロゴ等のデザイン費用
- 2 地域連携ロゴ等を活用した袋、箱等の商品付属物又は幟、横幕等の販促物の作成費用

※注意事項

- ① 商標などの産業財産権の取得にかかる出願、登録等の費用は補助対象外となります。
- ② 地域連携ロゴ等を活用した袋、箱等の商品付属物又は幟、横幕等の販促物の作成については、事業期間内で実施するテスト販売等に使用する最低限の数量分の購入等に係る費用を補助します。

<情報発信費>

(対象とする経費)

- 1 ICT を活用した地域連携情報発信ページの構築、運用に係る費用
- 2 ICT を活用した地域連携商取引ページの構築、運用に係る費用
- 3 地域連携情報発信に資する紙媒体の作成、発送に係る費用

※注意事項

- ① 本事業の予算で構築した EC サイト等については、事業終了後も適切に運用される必要があります。

<招聘・指導費>

(対象とする経費)

- 1 事業実施共同体が必要と認めた臨時外部専門家の招聘・指導のための交通費、宿泊費、謝金

その他の注意事項

- ・ 以上に掲げた経費については、原則として、支払ったことを証する書類を添付する必要があります。
- ・ 地域連携企業体に参画する事業者の人件費は、補助対象外となります。
- ・ 認証取得又は免許取得等、地域連携企業体あるいは参画する事業者の財産形成に関する費用は補助対象外となります。
- ・ 試作品の作成等、商品開発にあたる費用は補助対象外となります。
- ・ ここに定めたものについて疑義が生じた場合は、沖縄県企画部地域・離島課と協議し判断します。

6-3. 経費支出について

本事業に採択された場合の留意点・詳細については、採択通知後に地域連携企業体の代表構成員および経理担当者へ説明しますが、あらかじめ次の点にご留意ください。

- ・ 事業に要した費用は支出を証明する経理書類の提出・確認を受け、最終的な活動額が確定した後に精算払いいたしますので、支出証拠書類は必ず保管してください。
- ・ 実施内容、成果等を取りまとめた実績報告書の作成・提出が必要となります。

7. 書類保管義務およびフォローアップ調査回答義務について

本事業に係る経理書類については事業終了後 5 年間の保管義務があります。また、事業終了後 5 年間は、その後の販売実績等についてフォローアップ調査を行います。沖縄県および本事業事務局が行うフォローアップ調査については、回答する義務があります。

参考資料：各納税証明書の取得について

本事業の申請にあたり、納税確認をするため、下記税目の証明書が必要となります。各請求先から今回必要な納税証明書(国税・県税・市町村民税のそれぞれの納税証明書)を取得してください。

図表1 証明が必要な税目一覧

税金の種類	証明が必要な税目	
	個人事業主	法人事業主
国税	・ 所得税及復興特別所得税 ・ 消費税及地方消費税	・ 法人税 ・ 消費税及地方消費税
県税	・ 個人事業税	・ 法人県民税 ・ 法人事業税
市町村民税	・ 市町村民税及県民税	・ 法人市町村民税

1. 証明書を発行する場所について

税金の種類で証明書を発行する場所が異なります。それぞれの発行場所は下記の通りとなります。

税金の種類	証明書を発行する場所	
	個人事業主	法人事業主
国税（※1）	管轄の国税事務所	管轄の国税事務所
県税（※2）	管轄の県税事務所	管轄の県税事務所
市町村民税	各市町村役場の税務関連部署	各市町村役場の税務関連部署

（※1）国税事務所一覧

部署名	所在地	電話番号	管轄地域（市町村名五十音順）
那覇 県税事務所	〒900-0029 那覇市旭町116-37 (沖縄県南部合同庁舎2・3F)	(098) 867-1066	粟国村・糸満市・浦添市・北大東村・久米島町・座間味村 渡嘉敷村・渡名喜村・豊見城市・那覇市・南城市・西原町 南風原町・南大東村・八重瀬町・与那原町
コザ 県税事務所	〒904-2155 沖縄市美原一丁目6番34号 (沖縄県中部合同庁舎1階)	(098) 894-6500	うるま市・沖縄市・嘉手納町・北中城村・宜野湾市・北谷町 中城村・読谷村
名護 県税事務所	〒905-0015 名護市大南一丁目13番11号 (沖縄県北部合同庁舎1階)	(0980) 52-2170	伊江村・伊是名村・伊平屋村・大宜味村・恩納村・宜野座村 金武町・国頭村・今帰仁村・名護市・東村・本部町
宮古事務所 県税課	〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 (沖縄県宮古合同庁舎1階)	(0980) 72-2553	多良間村・宮古島市
八重山事務所 県税課	〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 (沖縄県八重山合同庁舎1階)	(0980) 82-3045	石垣市・竹富町・与那国町

(※2) 県税事務所一覧

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
石垣税務署	〒907-8502 石垣市字登野城8番地	(0980) 82-3074	石垣市・八重山郡
沖縄税務署	〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号	(098) 938-0031	宜野湾市・沖縄市・うるま市・中頭郡のうち 中城村・北中城村・嘉手納町・北谷町・読谷村
北那覇税務署	〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号	(098) 877-1324	那覇市の一部・浦添市・中頭郡のうち西原町 島尻郡のうち久米島町・渡嘉敷村・座間味村 粟国村・渡名喜村・南大東村・北大東村
名護税務署	〒905-8668 名護市東江4丁目10番1号	(0980) 52-2920	名護市・国頭郡・島尻郡のうち伊平屋村 伊是名村
那覇税務署	〒900-8543 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	(098) 867-3101	那覇市の一部・糸満市・豊見城市・南城市 島尻郡のうち八重瀬町・与那原町・南風原町
宮古島税務署	〒906-8601 宮古島市平良 字東仲宗根807番地の7	(0980) 72-4874	宮古島市・宮古郡

2. 証明書の請求方法について

証明書の請求方法は各税金の種類によって異なります。

	窓口	郵送	オンライン
国 税 国税事務所 へ請求	<p>[必要書類]</p> <p>1. 必要事項を記載した納税証明書交付請求書</p> <p>2. 手数料の金額に相当する収入印紙又は現金</p> <p>3. 本人確認書類及び番号確認書類 (1) 本人(法人場合代表本人)あることを確認できる本人確認書類(運転免許証等) (2) 本人の番号確認書類(個人番号カード又は通知カード等) ※法人の場合は不要</p> <p>4. 本人の印鑑(法人の場合代表者の印鑑)</p>	<p>[必要書類]</p> <p>1. 必要事項を記載した納税証明書交付請求書 ※請求書に収入印紙400円を添付。印紙には消印はしないこと。</p> <p>2. 手数料金額に相当する収入印紙</p> <p>3. 所要の切手を貼った返信用封筒 ※送付先住所氏名を記載したもの</p> <p>4. 本人確認書類写し及び番号確認書類の写し (1) 本人であることを確認できる本人確認書類(運転免許証等) (2) ご本人の番号確認書類(個人番号カード又は通知カード等) ※法人はいずれも不要</p>	<p>国税庁HP[納税証明書の交付請求について]をご確認ください。</p> <p>www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</p>
県 税 県税事務所 へ請求	<p>[必要書類]</p> <p>1. 必要事項を記載した納税証明交付請求書</p> <p>2. 交付手数料の金額に相当する沖縄県証紙</p> <p>3. 窓口に来所した本人の公的機関の発行した身分証明書</p>	<p>[必要書類]</p> <p>1. 必要事項を記載した納税証明交付請求書</p> <p>2. 交付手数料の金額に相当する<u>沖縄県証紙</u> ※<u>収入印紙不可</u></p> <p>3. 所要の金額の切手を貼った返信用封筒(送付先住所氏名を記載したもの)</p> <p>4. 公的機関の発行した身分証明書の写し(個人の場合)</p>	<p>請求不可</p>
市町村民税 役場の税務 関連部署へ 請求	<p>市町村によって異なります。 ※各市町村役場の税務関連部署にお問い合わせください。 ※証明期間は個人「直近1年分」・法人「直近事業年度決算分」でお願いします。</p>		

※詳細や請求が本人(法人の場合は代表者)以外の場合は各請求先へお問い合わせください。

株式会社 沖縄TLO

平成 28 年度 離島特産品等マーケティング支援事業 事務局

(担当：渡名喜、津波古、大井)

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地

琉球大学産学官連携推進機構棟内 3F

TEL : 098-895-1701 FAX : 098-993-7677

E-mail : washita@okinawa-tlo.com

HP : <http://www.okinawa-tlo.com/>